

相続登記必要書類一覧

= 事務所で取得・作成が可能なもの
= 必須のもの

同一世帯の住民票や、ご夫婦の戸籍等、共通の書類は1通でかまいません。

■ 遺言書・調停調書がある場合

- 遺言書（自筆・公正証書）
- 調停調書

■ 被相続人（亡くなられた方）に関する書類

- ▲● 出生時から死亡時まですべて繋がる除戸籍謄本
- ▲● 戸籍の附票 又は 住民票の除票（本籍、筆頭者、世帯主、世帯主との続柄が分かるもの）
※ 登記簿上の住所及び最後の住所の記載のあるもの

■ 相続人全員（財産を実際には相続しない方も含みます。）に関する書類

- ▲● 戸籍謄抄本
※ 最新のもの（現在の戸籍）のみで結構です。
被相続人が亡くなられた後に取得したものをご準備下さい。
- ▲● 戸籍の附票又は住民票（本籍、筆頭者、世帯主、世帯主との続柄等の記載のあるもの）
- ▲ 遺産分割協議書（法定相続される場合は、不要）
- 印鑑証明書（法定相続される場合は、不要）
- 特別受益証明書
- 相続放棄申述受理証明書

■ 不動産登記申請、預貯金解約手続等の当事務所への依頼者となる方に関する書類

- 運転免許証、健康保険証等のご本人確認資料の写し
- 連絡先電話番号（ご本人確認資料にメモ書きをお願いします。）
※ 事務所に来所いただける場合、当事務所でご本人確認資料をコピーし、ご連絡先も伺いますので、ご本人確認資料の原本のみご準備ください。

■ その他の除戸籍謄本

【被相続人の子（及びその代襲者（孫等））で死亡している方がいらっしゃる場合】

- ▲● その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての除戸籍謄本等

【相続人に被相続人の父母・祖父母等（直系尊属）がいらっしゃる場合】

- ▲● 被相続人の直系尊属（相続人と同じ代及び下の代の直系尊属（例：相続人が祖母の場合、父母と祖父）に限る。）で死亡している方がいらっしゃる場合、その直系尊属の死亡の記載のある除戸籍謄本等

【相続人が被相続人の配偶者のみの場合】

【被相続人の兄弟姉妹及びその代襲者（おいめい）がいらっしゃる場合】

- ▲● 被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての除戸籍謄本等
- ▲● 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある除戸籍謄本等
- ▲● 被相続人の兄弟姉妹に死亡している方がいらっしゃる場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての除戸籍謄本等
- ▲● 代襲者としてのおいめいに死亡している方がいらっしゃる場合、そのおい又はめいの死亡の記載のある除戸籍謄本等

■ その他

- 権利証
- 納税通知書
- ▲● 納税通知書がない場合や納税通知書に物件の記載がない場合は、名寄帳 又は 評価証明書
物件所在地の市町村役場資産税課（所沢市役所の場合は低層棟2階）／都税事務所で取得出来ます。
- 通帳、残高証明書、出資証券、車検証等不動産以外の相続財産の分かるもの
※ 遺産分割協議書に記載する必要がある場合のみご用意下さい。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

埼玉県所沢市並木三丁目1番地6-102

司法書士塚本桂一郎事務所

TEL 04 (2995) 2233 FAX 04 (2992) 1448

■ 除戸籍謄本について

◎ 謄本（全部事項証明書）・抄本（個人事項証明書）とは

謄本 （全部事項証明書）	戸籍に記録されている方全員についての証明書です。 コンピューター化された謄本を全部事項証明書といいます。
抄本 （個人事項証明書）	戸籍に記録されている方のうち一部のものについての証明書です。 コンピューター化された抄本を個人事項証明書といいます。

◎ 除戸籍の種類について

- ・ 戸籍には、次の三種類があります。

戸籍	除籍されていない方がいらっしゃる戸籍のこと お亡くなりになった方がいても（除籍となっても）、他の方が戸籍に記載されている場合は、その戸籍謄本は「除籍謄本」ではなく「戸籍謄本」となります。
除籍	戸籍に記載されているすべての人が除かれた状態の戸籍のこと
改製原戸籍	法務省令の改正により戸籍の改製（作り替え）が行われた際の改製される前の古い戸籍の謄本のこと

◎ 必要となる被相続人の戸籍について

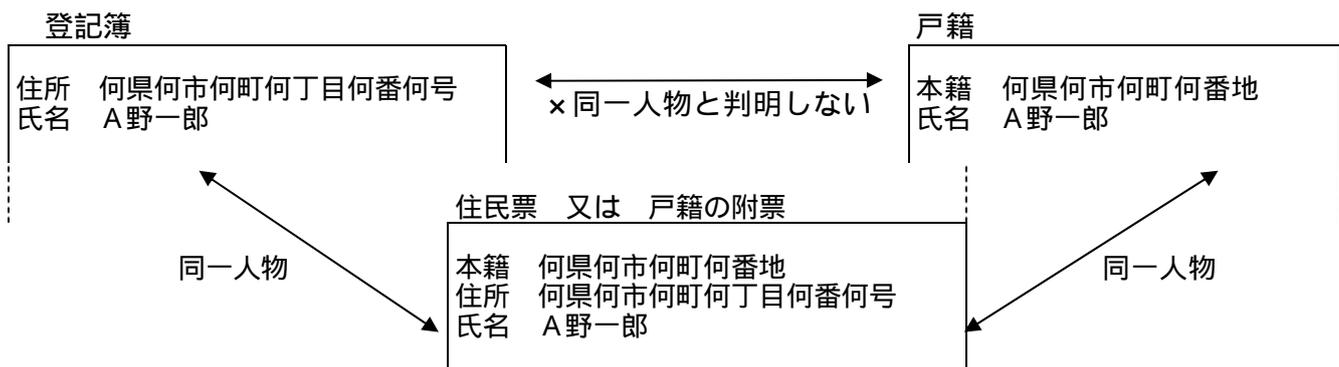
- ・ 相続を行う場合、相続人を確定するため、被相続人の「出生から亡くなるまで連続した除戸籍謄本」が必要となります。
- ・ 多くの場合、ご結婚や、転籍、養子縁組、法務省令の改正による戸籍の改製（戸籍の作り替え）により複数の戸籍にわたって記載されています。

具体例



■ 除かれた住民票 又は 戸籍の附票 について

- ・ 法務局に備えられた登記簿は「住所」・「氏名」が記録されていますが、戸籍には、「本籍」・「氏名」が記載され、戸籍に記録された亡くなられた方が登記簿に記録された方と同一人物が法務局では判断ができません。
- ・ そこで、住所・本籍・氏名が記載された「除かれた住民票」又は「戸籍の附票」を提供し、繋がりをつけることになります。



戸籍の附票とは、戸籍に記載されている方の住所の異動履歴を証明した書類です。
本籍地にて取得する事が出来ます。

- ・ 除かれた住民票又は戸籍の附票は、通常どちらか一方のみでかまいません。
- ・ 住所移転をしたものの、住所変更登記をしていない場合、登記簿上の住所は、以前の住所のままとなっています。この場合、除かれた住民票の前住所欄又は戸籍の附票の以前の住所欄に登記簿上の住所の記載が必要となります。

この一覧は、当事務所サイト（又は二次元バーコード）からダウンロードすることが出来ます。

https://officetsukamoto.com/inheritance_000001/

